

令和4年6月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和4年7月1日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時56分

場所 第5委員会室

出席委員 岡田静佳委員長
宮崎吾一副委員長
石川誠司委員、荒木裕介委員、横川雅也委員、齊藤正明委員、
平松大佑委員、石川忠義委員、権守幸男委員、山根史子委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
板東博之産業労働部長、山野隆子産業労働部雇用労働局長
野尻一敏産業労働部副部長、竹内康樹産業労働政策課長、
小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、神野真邦産業支援課長、
荏原美恵先端産業課長、秋山純企業立地課長、村井秀成次世代産業幹、
高橋利維経済対策幹、横内治金融課長、島田守観光課長、
田口修雇用労働課長、安部里佳人材活躍支援課長、
佐々木亨多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長

新里英男労働委員会事務局長、
伊島順子労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
北島通次公営企業管理者、金子勉企業局長、
高橋伸保水道部長、吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、
大澤建孔地域整備課長、加藤政寿水道企画課長、鈴木喜弘水道管理課長、
野口清隆主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）のうち産業労働部関係	原案可決
第98号	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査（産業労働部関係）

マレリに民事再生法が適用されることに関する本県の対応について

報告事項（産業労働部関係）

指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

石川（誠）委員

- 1 実施事業の概要「3 県内観光関連事業者への支援」について伺う。観光バス事業者に着目して、観光関連事業者の支援を行うこととしたのはなぜか。
- 2 貸切バス1台当たり150,000円の支援について、どのように考え金額を設定したのか。

観光課長

- 1 観光振興策により、観光需要が回復しつつあるが、観光バスは回復が遅れており、貸切バス事業者の困難な状況が続いている。具体的には、令和4年5月の稼働率は、まだ、新型コロナウイルス感染症の拡大前の37.7%という状況で、運送収入が50%以上減少している割合は、路線バスだと1%しかないが、貸切バスだと43%である。さらに、昨今の燃料価格の高騰により収益につながりにくい状況が発生している。そのため、観光需要の喚起及び事業者の負担軽減の観点から支援を行うこととした。
- 2 バス1台当たり150,000円については、国のデータを基に、県全体の観光バスの年間の総走行距離、バスの燃費、バスの台数に、燃料費高騰分を算出根拠として、およそ1台当たり150,000円分の負担増が算出されたため、この金額に設定した。

石川（誠）委員

他県の支援状況はどうなっているのか。

観光課長

近県だと、群馬県と栃木県が同様の取組をしている。その他では、鳥取県、滋賀県も観光バスツアーの需要喚起策を実施している。

石川（誠）委員

この議案が、議決された場合、いつからこの観光業者に対する支援は行われるのか。

観光課長

できるだけ速やかに支援を始めることが大切だと考えている。そこで、現在、貸切バスに対する150,000円の補助についての申請、あるいは旅行事業者に対する50,000円、100,000円の補助については何とか今月中に受付を開始できるよう準備を進めているところである。

平松委員

- 1 同じく「3 県内観光関連事業者への支援」について、バス利用の需要喚起のため、県内を巡るバスツアーを造成した県内旅行事業者に対し補助を行うということだが、「ア 県内旅行事業者のバスツアー造成に対する補助」の補助額はどのような根拠に基づいて決定したのか。

- 2 県内観光関連事業者に対する補助に関し、知事の提案説明で「魅力的なバスツアーの造成」という表現があったと思うが、「魅力的なバスツアー」の定義はあるか。
- 3 困っている観光バス事業者の方に着目し、こういった取組をされるということは評価をしたいが、そういった意味でも、本事業の効果を上げてもらいたい。造成されたバスツアーについて県としてPRをしていくことについて現時点では検討を進めていないかもしれないが、県としても補助を出している事業でもある。公平性、公正性を担保しながらも、県の観光関連のホームページ等でPRをしていくことはできないか。
- 4 この事業の実施により、どのような効果が見込まれるか。

観光課長

- 1 補助額については、群馬県や栃木県、あるいはその他の県も含めて参考にするとともに、旅行事業者の意見を聞き、政策的な誘導効果が見込まれるかを踏まえて決定した。
- 2 「魅力的なバスツアー」の定義について、具体的に定めていないが、バスツアーに多くの参加者からの申込みが見込まれ、実施後の満足感が高いツアーを想定している。
- 3 元々は、バスの安全性やバスで観光地を回る魅力などについて県公式観光サイト「ちよこたび埼玉」で発信していくことを検討していたが、委員の指摘を受け、発信力に課題のある中小零細の旅行事業者にも配慮し、補助対象のツアーを多くの方に知ってもらうという観点から、併せてホームページで紹介するよう検討する。
- 4 事業の効果については、二つの効果を考えて制度設計を行った。一つは、落ち込んでいるバスツアーの需要を喚起することである。そのために、旅行者がバスツアーに行きたいというマインドの醸成を図っていきたいと考えている。もう一つは、原油価格高騰と関連し、観光バスを走らせても燃料が高いと収益性がなかなか確保しにくいという状況があるので、この負担軽減を図り、経営改善につなげていただきたいと考えている。

平松委員

バスの安全性のPRについては公式サイトでしっかり発信をしていくということであるが、今また新型コロナウイルス感染症の陽性者数も増加傾向にあるという状況下で、例えばアウトドアやマイクロツーリズム、少し外れるかもしれないがワーケーションなどについて、感染不安から団体での行動などを控えているという現実もあると考える。安全性のPRについてはしっかり取り組んでほしい。(意見)

権守委員

- 1 県内観光関連事業者への支援について伺う。日本バス協会がバスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを作成しており、各バス会社に通知をし、それを基に各バス会社は、感染予防に十分気を付けて運行しているが、今回の補助を受け良いバスツアーが企画されても、今のガイドラインを見ると、これまで楽しみの一つとされていたバスの車内での飲食、カラオケをするといったことができない状況である。こういった状況下でバスツアーへの利用増加というのがどこまで上がるのかという懸念がある。その対策について伺う。
- 2 車内での飲食、カラオケができないということについての県民への理解促進や周知というのはどのようにするのか。平松委員から質疑があったバスの安全面だけでなく、利用者を増やすための理解促進ということについて、どのように考えているのか。

観光課長

- 1 バスツアーの魅力については、例えばツアーの途中でお昼を食べたり、お酒を飲めたりするといった魅力をうまく伝えていきたいと考えている。
- 2 安全面について、利用者に情報を届けることは重要だと考えている。ウェブサイトでも周知していくほか、旅行事業者の営業に使えるような道具としてバスの安全性を示す冊子やチラシなども用意したい。具体的には、バスの換気性能が高いことや、あるいは消毒や検温が徹底されているということに加え、旅行者の方にも「旅のエチケット」を伝えるなどしていきたい。

山根委員

エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けている県内中小企業等への資金繰り支援について、エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けて困っている事業者が多い中、この支援は助かるものと思っているが、現在の利用状況はどうか。

金融課長

5月末時点での融資実行額は18億円となっているが、申込みは6月になり増加しており、融資実行の前段階である県の信用保証協会による保証決定の額は6月24日時点で44億円となっている。

山根委員

融資枠を300億円まで増額するという事で相当数の利用を見込んでいると思うが、この先エネルギー・原材料価格の高騰がどの程度続くと見込んでいるのか。

金融課長

ロシアによるウクライナ侵攻や円安等の国際情勢も複雑に絡むことから、見通しを立てることは困難である。今年度予算の融資枠200億円の増額については、今年度末までの資金需要を推計した上で中小企業の資金繰りに万全を期すという趣旨である。また、取扱期間は国のセーフティネット保証に準じ3か月ごとに設定しているが、当初6月末までの3か月間としていた取扱期間を既に9月末まで延長している。今後もその時々状況を踏まえて長期化にも対応していきたいと考えている。

山根委員

- 1 県内中小企業等の省エネ・再エネ設備投資への支援について、エネルギー対策をしたから融資を受けられるというものとのことだが、どの程度のエネルギー対策がなされれば対象となるのか。
- 2 利用見込みをどの程度と考えているか。

金融課長

- 1 まず、削減効果がどの程度必要かということについて、今回、設備投資促進資金に創設するエネルギー対策特例においては、温室効果ガスの削減効果が何%以上といった具体的な数値要件は設けず、エネルギーの使用量や二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる設備投資であれば積極的に対象とする予定である。その理由は、今回のエネルギー対策特例が、エネルギー価格高騰の長期化が懸念される中、県内中小企業が環境に負荷のない設備を導入し、カーボンニュートラルの実現に取り組めるよう資金繰

りを支援することを趣旨としているためである。

- 2 県内中小企業がカーボンニュートラルの実現に向けた設備投資に十分に組みこめるように融資枠100億円を見込んで設定している。

石川（忠）委員

- 1 エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けている県内中小企業等への資金繰り支援について、融資の取扱期間を、3か月ごとに伸ばしていくということで、現在9月30日ということで公表しているが、この期間を延長する判断はいつ頃になるのか。
- 2 県内観光関連事業者への支援のうち県内旅行事業者のバスツアー造成に対する補助について、いつからいつまでの間に造成されたバスツアーが対象となるのか。
- 3 補正予算上、対象となる事業者数はどの程度と積算しているのか。
- 4 バスツアーの需要喚起のための補助ということだが、補助を出す条件として、商品価格自体を下げることを条件にしていくのか。単なるバス事業者への補助金だと、バス会社が助かっただけで終わってしまう。需要喚起という意味では、ツアーの代金自体が下がらないと需要の喚起にはならないのではないのか。
- 5 県内貸切バス事業者に対する補助について、補正予算上、対象となるバスは何台分と積算しているのか。
- 6 補助対象となるバスについて、燃料費高騰対策ということであれば、バスの大きさによって燃費も違ってくると思うが、補助額はバスの大きさには関係なく、一律で同じ金額なのか。
- 7 補助対象になるバスというのはどういうものなのか。貸切バス事業者が所有していれば補助をするのか、あるいは1年以内に何回か走行しているというような基準があるのか。

金融課長

- 1 現在融資の取扱期間を9月末まで延長しているところであるが、取扱期間を6月末から9月末まで延長したのは5月24日であり、おおむね1か月前までには判断したいと考えている。ウクライナ関係の状況等を踏まえて、適切に判断していきたい。

観光課長

- 2 8月から2月いっぱいまでのツアーで検討を進めており、予算としてはそこを踏まえて要求させていただいている。
- 3 バス事業者数については県内約200社、旅行事業者は約370社と認識している。
- 4 商品価格を下げることは条件にしない。旅行者のメリットとしてツアーの商品価格を下げるのは、県民割で対応していく。バスツアーを造成するためにはどうしても手間とコストがかかる。この補助金はツアー造成のためのインセンティブとして考えている。
- 5 貸切バスの台数だが、県内約1,800台である。
- 6 補助額はバスの大きさにかかわらず同じである。燃費はバスの大きさによって差はあるものの、大幅に変わるわけではなく、それぞれの燃費を平均し、150,000円という金額を設定している。
- 7 補助対象のバスであるが、路線バス、貸切バス、企業や学校で送迎する特定バスと大きく三つあるが、今回の補助対象は貸切バスである。休車となっているバスについても対象となる。貸切バス事業については国に対する登録制度があるので、登録の有無

を確認の上、補助金を交付していこうと考えている。

石川（忠）委員

- 1 県内旅行事業者のバスツアー造成に対する補助について、商品価格を下げるということとは想定していないとのことだが、需要喚起ということであれば、商品価格にも手を入れないと消費の喚起にはつながらないのではないか。制度設計の趣旨については説明があったが、消費を喚起すること自体を考えるのであればもう少し違う手も織り交ぜて取り組んでいく必要があるのではないか、もう一度考えを伺う。
- 2 貸切バスの関係でバスの仕様によって、補助額が変わらないということだが、小型のバスと大型のバスではかなり燃費も違うのではないか。一律の金額がしっくりこない。燃料費高騰対策であるなら、燃費が悪い車両に注力すべきではないか、もう一度考えを伺う。

観光課長

- 1 需要喚起ということでは、県民割が非常に手厚く、50%割引で、5,000円上限となっている。日帰りバスだと、10,000円しないものも多く、県民割自体が需要喚起策というように考えている。新しいツアーを作る際には、現地の確認に行くなど、手間やコストがかかるので、こうしたインセンティブを与えることが効果的と考えた。
- 2 バスの大きさ別の具体的な数字が手元にないが、そこまで燃費には差がない。したがって、それぞれの大きさのバスの燃費を平均して1台の補助金を150,000円にさせていただいた。

横川委員

- 1 県内中小企業等の省エネ・再エネ設備投資への支援について、カーボンニュートラルや脱炭素といった概念は理解が難しい。どのように中小企業に対し理解を促し、支援を進めていくのか。
- 2 具体的にはどのような設備が対象となるのか。
- 3 県内貸切バス事業者に対する補助について、貸切バスは県内約1,800台であり、休止車両も補助対象に入っているとのことだった。国のデータを基にした、観光バスの年間の総走行距離、バスの燃費の平均等も含め150,000円の補助額を設定したということであったが、休止車両が入っていると計算が異なってくるのではないか。燃料費高騰対策という整理ではなく、経営支援ではないのか。
- 4 県内旅行事業者のバスツアー造成に対する補助について、商品価格については既に様々な支援があるため、県としては、ツアー造成のための経費を支援することで、事業者にもっと魅力的な商品を造成してもらおう。さらに、冊子やチラシなどによる需要喚起のための利用者向けPRについては県も取り組んでいくという理解でいいのか。

金融課長

- 1 どのようにPRするかということは大切なことと考えている。今回の補正予算では環境部でも補助金の提案を行っているので、環境部と連携してしっかりと取り組んでいきたい。融資の受付を行う商工団体や実際に融資を行う金融機関の役割も大きいと思っている。現在、商工団体への訪問、金融機関との意見交換会を行っており、そういった場や商工団体主催の制度融資説明会、金融機関主催の勉強会などの機会も活用し、

- PRを積極的に行っていきたい。また、利用していただく企業向けには、県のホームページや彩の国だより、商工団体・金融機関の広報誌等に掲載するほか、環境部と連携しチラシ等を作成し経営相談や商工団体が主催するセミナー等でPRしていきたい。
- 2 対象となる設備で事業者の方に分かりやすいものとしては、太陽光発電や空調の設備でCO₂が削減できるようなものが挙げられる。

観光課長

- 3 休止車両が含まれているという点であるが、委員指摘のとおり、元々は、企業の経営支援というのが主眼である。バスは、3か月ごとの法定点検や、1年ごとの車検などの負担があり、1台で年間500,000円程度の経費がかかると聞いている。休止車両を再び運行する際には、また車検を通すなどの経費もかかる。150,000円はそういった形でご活用いただければと考えている。
- 4 バスツアーの造成支援による需要喚起であるが、埼玉の旅行業事業者は、県外にお客様を連れていくツアーが多く、意外と県内の観光地や人気のお店を知らないという声もある。県内の新しい魅力的なツアーをどんどん作っていただき、それが常態化していけば、非常に効果が上がると考えている。

横川委員

県内貸切バス事業者に対する150,000円の補助について、再度認識を伺いたい。この補正予算案に反対するというのではなく、積極的に支援していただきたいという立場で申し上げるが、本事業は燃料費高騰に苦しむ貸切バス事業者への支援という整理にした方がよいのではないか。こうした支援事業を行うときに何が対象でどういう考えなのかという部分で誤解を生むと、せっかくのいい支援がもたない。今後、支援策を制度設計する上で、その辺りをもっと明確に、項目として分かりやすく上げていくべきではないか。この点について考えを伺う。

観光課長

今、御指摘をいただいた点を参考にさせていただきたい。

荒木委員

- 1 県内旅行事業者のバスツアー造成に対する補助について、8月から2月までの間に造成されたバスツアーが対象となるとのことだが、8月1日から対象となるのか。
- 2 バス利用の需要喚起のため、ツアー造成に支援をするということだが、県内の旅行事業者は県外を目的とするツアーが多いという説明があった。そういう現状を変えるために、県内観光消費を誘導するというのは当然の考え方だと思うが、経営支援という視点に立ったときに、現状は、県外へのツアーが多いということを見ると、県内だけに限って枠を設けると実態に見合った補助ができないのではないか。経営支援ということを見ると、もう少し設定を変え、金額を下げて、県外のみに行くツアーについても、何がしかの補助があってもいいのではないか。

観光課長

- 1 できるだけ速やかに支援を始めていきたいと考えており、8月1日から支援の対象とすることを検討している。
- 2 県外のみツアーも全く対象にしていけないわけではなく、県内での観光、飲食、体験

のうち二つを満たすものであれば、県外ツアーも対象ということになっている。ただ、全く県外のみを対象としたツアーについては、県内の観光消費に貢献しないため、対象外とした。県独自の予算を利用する事業であるので、落ち込んでいる県内の観光産業に貢献するものであることが必要であり、三つの条件のうち最低でも二つを満たすバスツアーを対象とするように制度設計している。

荒木委員

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まって3年目なる。今後の感染拡大状況にもよるが、1日でも早い支援を進めるべきである。8月の支援に向け、鋭意取り組んでいただきたい。(意見)
- 2 全く県内に関係のない、観光については対象としないとのことだが、県内を巡るツアーと県外だけのツアーの実施状況については分析しているか。

観光課長

- 2 県内を巡るツアーと県外だけのツアーに関する分析結果はないが、例えば、埼玉県から千葉県に行く場合、千葉県の県民割の適用を受けるなど、ここが一つの支援策になっている部分がある。そういう部分も踏まえ、先ほどの繰り返しになるが、県内での観光消費に貢献するものが対象となるよう、制度設計を行っている。

荒木委員

改めて申し上げるが、県外に観光消費を誘導しようという、意図ないし考え方は全くなく、もちろん埼玉県でしっかりと観光を進めていただきたいと考えている。そうした現状をしっかりと認識いただく中で、政策に反映していただきたい。(意見)

秋山委員

- 1 県内旅行事業者のバスツアー造成に対する補助について、日帰りと宿泊で50,000円、100,000円と倍もの差をつけているところで、ツアー業者が戸惑うのではないか。
- 2 ツアーにも規模がいろいろとあると思うが、補助額を定額にした理由について伺う。

観光課長

- 1 埼玉県は日帰りのツアーが多い。宿泊してもらうことで観光消費額も非常に大きくなるところがあり、宿泊に誘導するために差をつけている。また、宿泊ツアーを造成する旅行者の立場に立つと、宿泊の場合、宿選びや現地の確認などの手間やコストがかかるということなので、額に差をつけている。
- 2 ツアーの内容によって、基準を決めて補助額を変えるという考え方もあるが、申請する側の手間、分かりづらさにつながるので、定額で50,000円、100,000円という二つの金額を設定させていただいた。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

石川（誠）委員

- 1 知事部局の職員は給与の額などを条例で定めているのに対し、企業局職員の給与の額などは、地方公営企業法に基づき、管理者が定めることとしているのはなぜか。
- 2 知事部局は、60歳以後は給料月額を7割とするとのことだが、企業局はどのように

対応するのか。

- 3 この定年の引上げに伴う一連の制度改正は、今後、企業局の体制や経営にどのように影響するのか。

総務課長

- 1 地方公営企業法では、給与の決定原則として生計費つまり生活を維持していくに足りるもの、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間の従事者の給与、公務員及び民間事業の給与に加え、当該地方公営企業の経営状況などを考慮して定めなければならないとしている。また、決定方法として、給与の種類と基準についてのみ条例で定めることとしている。これらは、企業職員の特殊性によるもので、本来企業は独立採算により経営に伴う収入をもって費用を賄わなければならない、給与も経営状況による企業の支払能力を加味し、額など詳細は管理者が定める仕組みである。
- 2 地方公営企業法の規定により企業職員の給与は、生計費、公務員及び民間の給与に加え、経営状況などを考慮し、労使交渉も踏まえ管理者が額など詳細を定める仕組みである。実際に、60歳以降の給料月額を定めるに当たっては、知事部局の給与も十分に考慮した上で定めていく。なお、知事部局は、国の対応や県人事委員会の意見を踏まえて60歳以後の給料月額を7割水準とする条例改正を行うので、これらも十分に考慮したい。なお、現在は企業局も知事部局と同じ給料表となっている。
- 3 一つ目は、管理職から降任する職員や短時間勤務の職員が出てくるなど職員が多様化し、働き方も多様化する。そうした中で、ポスト設定や人事配置についてこれまでと違った配慮が必要になる。二つ目は、定年が引き上げられた職員は年々増加するが、将来にわたり安定的な運営を継続するためには、一定規模の新規採用数を継続的に確保することが望ましい。採用の在り方も検討が必要である。三つ目は、定年が引き上げられた職員の給与が仮に知事部局と同様となれば、これまでの再任用職員よりも給与は上がるので、人件費にも影響するため、不断の経営努力が求められる。

秋山委員

- 1 知事部局は60歳以後の給料月額を70%とする条例改正を行うということである。企業局は、これから決めるということであったが、いつまでに決定される見込みなのか。
- 2 基本的には労使交渉を大事にしていくのかと思うが、知事部局の70%と同じ形にならない場合もあり得るのか。
- 3 令和5年4月1日に施行されるということだが、今後、定年退職者数はどのようになるのか。

総務課長

- 1 知事部局の状況や職員組合との交渉を踏まえてこれから決めていく。
- 2 給与の決定の仕組みが違うため、理屈的には知事部局と同じ形にならない場合もあり得るが、経営状況や、職員の採用は知事部局など一括で行っていること、知事部局との人事交流も行っており、今後も継続的に意欲のある優秀な人材を確保する必要があることなども加味して給与を決定していく。このような決定方法を踏まえ、これまでは知事部局と同一の給料表となっている。
- 3 令和6年度末に11人、令和8年度末に8人、令和10年度末に7人、令和12年度末に11人が定年退職となる。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（マレリに民事再生法が適用されることに関する本県の対応について）】

秋山委員

自動車部品、大手マレリホールディングスが民事再生法による法的整理に移行すると、新聞等でも報じられたところである。このマレリ、すなわち旧カルソニックカンセイに対しては、埼玉県に誘致をするために大規模研究施設立地促進補助金が支出をされている。補助の要綱を改めて、確認したところ、第1条によれば、県が産業の集積及び産業構造の高度化を促進することによって、本県経済の活性化、それから雇用の創出、税収の確保を図るために、県内に大規模な研究施設を新設するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するということであった。また、補助金の額については、10億円を超えないものとし、10年以内の期間において分割して交付するとある。おそらく10億円近い補助を行っているのではないか。地元の新規雇用についても、平成19年の予算特別委員会において、当時の上田知事からは300人の新規雇用が創出されるという答弁があった。そのようなこれまでの経緯を踏まえ伺う。

- 1 埼玉県として、旧カルソニックカンセイに対し、何年間にわたり何億円の補助を支出してきたのか、また、さいたま市についてはどうか。そして、補助交付要綱が適用されたのが旧カルソニックカンセイ以外にあるか。
- 2 マレリの現在の状況を県独自にどこまで把握しているのか。
- 3 民事再生法が適用となることで、当時は300人の雇用とのことであったが、それがどこまで達成されたのかは分からないが、この雇用はどうなるのか、仕事を失う方がどれだけいるのか、雇用を守れるのか。また、県経済に与える影響についてはどうか。

企業立地課長

- 1 補助期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間で、補助金額は、総額で9億2,728万3千円である。さいたま市も同様の制度で同額の補助である。また、この大規模研究施設立地促進補助金を利用したのは旧カルソニックカンセイのみである。
- 2 現在のマレリの状況は、令和4年3月1日に私的債権整理の一種である裁判外紛争手続、すなわちADR制度を申請した。同社が事業再生計画を作成し、6月24日の債権者会議に諮られたが、一部金融機関から同意が得られずADRは不成立となった。同日、民事再生手続の一種である簡易再生に移行し、手続開始の申立てをした。同社からは、この申立てによって一般取引先など、関係者に影響が出ることはないとの連絡をいただいているが、埼玉県を代表する企業でもあり、同社の動向は県経済に与える影響があると考えている。今後も情報収集に努め、必要な対応を取りながら、同社の担当者とも引き続きコミュニケーションを取っていきたいと考えている。
- 3 雇用については、平成19年当時の計画では、本社や他の工場からの異動に加え、300人程度の新規雇用をすると伺っていた。直近の同社の担当者の話によると、毎年度地元の大学など相当数の学生を採用しており、300人以上の採用ができていると伺っている。再生計画の中身は明らかになっていないが、新聞報道等によると雇用に関して希望退職を募るとのことである。県としても同社とコミュニケーションを取り続ける中で、製造現場を含め雇用は維持していくと聞いている。

秋山委員

一般取引先には影響ない、雇用においても希望退職は募るけれども大きな影響はないとの説明であるが抽象的に感じる。民間企業の問題に対しどこまでできるかは分からないが、県として、雇用を守るためにできることはあるのか。

企業立地課長

全ての内容が公表されていない中でのお答えになるので分かりにくい面もあるかと思う。マレリも今回は金融機関の債権の整理で納め、一般商取引に影響をもたらさないように最大限動いている。技術者を含め雇用を守らないと生産活動もできなくなり悪循環となる。そのため、雇用は守るという強い意志を持っていくとのことであり、これからの簡易再生の申立ての推移を注視していきたい。

秋山委員

雇用が守られるように最後まで是非見届けていただきたい。(意見)